

区による高齢者の見守り業務

種別区分	
(1) 高齢者家庭への訪問による見守り 民生・児童委員・地域包括支援センター・社会福祉協議会・友愛訪問員・町会・自治会・ボランティア等による、訪問、声かけ、相談、話し相手による見守り。	(5) 電話訪問・相談による見守り 電話相談員、民生委員、友愛訪問員、ボランティア等による定期的な電話訪問、また、生活や健康不安に関する電話相談により高齢者の 安否確認や孤立感の解消を図る。
(2) 配食サービスによる見守り 一人暮らしの高齢者等に対し、民間事業者、ボランティア団体等が定期的な食事を提供することにより、安否確認を行う。	(6) 救急キット・安心シート・連絡カード等による事故防止対策の実施 一人暮らし高齢者に対して救急医療情報キット等の配布を行うことによる安否確認と、救急時の迅速な救命活動を支援し、高齢者の安全安心の確保を図る。
(3) 乳酸菌飲料等の配達による見守り 高齢者宅に、乳酸菌飲料や牛乳を販売業者等が配達することにより安否確認を行う。	(7) 緊急通報システム機器による見守り ○緊急時の、無線発信器により東京消防庁や民間事業者に通報する。 ○日常生活において在宅者の異変を設置機器が感知し、通報する。(生活リズムセンサー)
(4) 新聞・郵便・宅配・ごみ回収等による見守り ○新聞配達員、郵便配達員が配達時等で異変を感じた場合、地域包括支援センターや区に通報する。 ○ごみを集積所まで出すことが困難な者や高齢者宅を訪問し、ごみの回収を行い安否確認を行う。	(8) 高齢者見守りネットワーク 行政、地域包括支援センター、民生委員、地域団体などの地域の関係者が連携しながら、高齢者世帯などの見守り活動等を実施する。

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
千代田	(1)	高齢者見守り相談窓口事業	ひとり暮らし高齢者等孤立しがちな高齢者の生活実態を把握し、関係機関と連携した専門的な見守りを行い必要な支援につなげるとともに、地域における高齢者の身近な相談窓口を設置して高齢者の在宅生活における安心を確保する。	通年	75	介護保険サービス未利用の高齢者	な し		在宅支援課 03-6265-6483	千代田
		高齢者熱中症予防訪問	熱中症リスクが高いと思われる高齢者宅へ個別訪問をし、熱中症の正しい知識(適切な室温設定や環境整備、予防法等)の普及啓発と実態把握を行う。	訪問時期 6月上旬～8月	85	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯で介護保険サービス未利用の高齢者	な し		在宅支援課 03-6265-6483	
	(2)	高齢者食事支援サービス	満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事(昼・夕食)の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。	週1回～14回 (1日2食を上限とする)	65	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方	昼・夕食とも 350円～690円		在宅支援課 03-6265-6483	
	(5)	高齢者いきいき相談電話訪問	高齢者の孤独感や不安感等の悩みに対して、高齢者の対応に精通した者等が電話にて相談・話し相手となり、それぞれに抱えた悩みの解消につながるよう努め、高齢者の活力ある生活の推進を図る。	週1～2回	65	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯	な し		在宅支援課 03-6265-6483	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
千代田	(6)	救急医療情報キット配付事業	高齢者が、自宅で救急車を呼んだときに、「かかりつけ医療機関」「服薬している薬」等の医療情報や緊急連絡先が書かれた用紙を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万が一の緊急事態に備える。救急隊員がキット内の医療情報等を確認することで、迅速な医療へつなげる。	—	65	希望する高齢者	な し	配付内容 ①容器 ②医療情報記録用紙 ③玄関の内側と冷蔵庫に貼るステッカー	在宅支援課 03-6265-6482	千代田
	(7)	高齢者救急通報システム	病弱なひとり暮らし高齢者等が緊急事態に陥ったとき、民間事業者による安否確認及び緊急時の迅速な対応・支援により生活の安全を確保する。	—	65	原則として次の要件のいずれにも該当する世帯 ①ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯(日中または夜間に高齢者のみになる世帯を含む) ②身体上慢性疾患がある等、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態であること	な し		在宅支援課 03-6265-6482	
	(8)	安心生活見守り台帳	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が安全・安心に暮らし続けられるよう、平常時の見守りや災害時の安否確認・支援に活用する「千代田区安心生活見守り台帳」を整備している。また、「高齢者見守りシール」を配付し、緊急時の本人確認や関係機関との円滑な連携体制の確保を図っている。	—	65	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯	な し		在宅支援課 03-6265-6483	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
＜ 参 考 ＞										
千代田	—	ふれあい収集	清掃事務所の職員が、可燃ごみ等は玄関等から、粗大ごみは室内等から運び出し、収集する。	—	65	高齢者のみの世帯で、自力でごみを運び出すことが困難で、身近な人の協力を受けられない方	な し	障害者のみの世帯も対象	千代田 清掃事務所 03-3251-0566 (月～土 7:40～16:00)	千代田

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
中 央	(1)	地域見守り活動支援事業	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に対する、地域の団体におけるあんしん協力員による見守り活動を支援する。	月1回以上	65	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、その他見守りが必要な高齢者など	なし		高齢者福祉課 03-3543-0211(代) (内5354)	中 央
	(2)	高齢者食事サービス	健康上の理由や心身の状況により、食事の買物や調理が困難な高齢の方に、食生活の向上と安否確認を兼ねて昼食および夕食を自宅へ届ける。	週14回以内	70	一人暮らし高齢者 高齢者のみ世帯 昼間独居高齢者 ※上記要件に該当する要支援、要介護認定者は65歳から利用可	(1食) ・一般食:570円 ・エネルギー調整食: 640円又は710円 ・たんぱく質調整食: 640円		高齢者福祉課 03-3543-0211(代) (内5716)	
	(4)	ふれあい収集	安否確認を兼ね玄関先まで訪問しごみを収集する「ふれあい収集」を行う。	—	65	ごみ出しが困難で、身近に協力者がいない65歳以上の高齢者や障害者などの世帯	なし		中央清掃事務所 03-3562-1521	
		見守り協定締結	東京都水道局及び宅配業者等の民間事業者と見守りに関し協定を締結し、日常業務の中で、高齢者(水道局は高齢者に限定しない)に異変を発見した場合に連絡	—		—	なし		高齢者福祉課 03-3543-0211(代) (内5353)	
	(7)	高齢者緊急通報システム事業	自宅で急病などの緊急事態が生じたときに、ボタンを押すことにより民間事業者へ直接通報できるシステムを設置する。	—	65	65歳以上の一人暮らし・高齢者のみの世帯の方又は日中独居高齢者など(同居人の就労などで高齢者のみとなる世帯の方)	(固定電話回線型式) 機器本体(ペンダント付) 月額 600円 見守りセンサー 月額50円(希望者のみ) 火災センサー 月額50円(希望者のみ) 住民税非課税世帯:なし (無線型式) 機器本体(ペンダント付) 課税世帯:月額 900円 非課税世帯:月額450円 見守りセンサー 課税世帯:月額50円(希望者のみ) 火災センサー 課税世帯:月額50円(希望者のみ)		高齢者福祉課 03-3543-0211(代) (内5355)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
＜ 参 考 ＞										
中 央	—	救急医療情報キットの配布	自宅で倒れた時などに救急隊による救急活動がより適切に行えるよう、緊急連絡先や血液型などを記入して冷蔵庫に保管しておく、「救急医療情報キット」を無料で配布する。	—	65	一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等で緊急時に不安等がある方	な し		高齢者福祉課 03-3543-0211(代) (内5354)	中 央
		「見守りキーホルダー」登録システム	外出先で突然倒れたり、徘徊により保護され身元が確認できない場合などに、あらかじめ登録していた番号をおとしより相談センターに問い合わせることで、迅速に氏名・緊急連絡先が確認ができるキーホルダー及び、希望者にはアイロンラベルを配布する。	—		外出に不安等がある方(40歳以上の要支援・要介護認定者を含む)	な し		高齢者福祉課 03-3543-0211(代) (内5354)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
港	(1)	ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業	各地区に配置した福祉の専門職であるふれあい相談員が、地域に出向き、町会・自治会、民生委員・児童委員等地域のネットワークや総合支所、地域包括支援センターと連携し、ひとり暮らし高齢者等の生活実態を把握し、相談を受け、必要な支援に繋がります。	—	65	介護保険や区の高齢者サービスの利用のないひとり暮らし又は高齢者のみの世帯や民生委員・児童委員等から相談のあった高齢者等	なし		高齢者支援課 03-3578-2400	港
	(2)	高齢者配食サービス	業者が調理・高齢者宅へ配食する。同時に安否確認を行う。	週7回まで	65	ひとり暮らし、高齢者のみの世帯又は、高齢者と障害者のみの世帯で、食事作りが困難な方	1食 320円～480円		高齢者支援課 03-3578-2400	
	(4)	ごみの戸別訪問収集	戸別に訪問してごみを収集する。事前の連絡なくごみが出ていない事が2回続いた場合は、予め確認している緊急連絡先に連絡し、安否確認を行う。	週2回	65	自力でごみを集積所へ出すことが困難で、近隣住民等の協力を得られない世帯(65歳以上の人、要介護認定を受けている人、身体障害者手帳の交付を受けている人、指定難病等により患している人、妊娠中の人、のみで構成されている世帯及び一部のひとり親世帯等)	なし		みなとリサイクル 清掃事務所 03-3450-8025	
		高齢者の見守りに関する協定	ライフライン事業者(電気・ガス・水道)、信用金庫、生活協同組合、新聞販売同業組合と協定を締結。事業者が高齢者宅を訪問した際に、異変を発見した場合、行政に通報	—	—	—	なし		高齢者支援課 03-3578-2400	
		ながら見守り連携事業	訪問等で区民等と直接ふれあう機会が多い地域に密着した事業者により、日常業務をしながら見守りに協力してもらう。	—		—	なし		防災課 03-3578-2199	
	(5)	訪問電話	課内の電話相談センターに相談員(非常勤)2名を配置し、定期的な安否確認及び孤独感の解消に努めるとともに、各種相談を受け、関係機関に連絡する。	一人あたり 週1回程度	概ね 65	・概ね65歳以上でひとり暮らしの方 ・世帯全員が65歳以上で近隣に親族が居住していない方	なし		高齢者支援課 03-3578-2400	
	(7)	高齢者救急通報システム事業	家庭内で緊急事態に陥ったとき、通報により専門の警備員が出勤して安否確認及び救助活動を行う。	—	65	ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯	なし		高齢者支援課 03-3578-2400	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
＜ 参 考 ＞										
港	—	救急情報の活用支援事業	救急医療情報キットの無償配布 (医療情報等を入れ、冷蔵庫へ 保管するための円筒状の容器)	—	—	区内在住の ①65歳以上高齢者 ②障害者 ③健康上、不安を抱えている人 上記以外でも希望者全員に配布	なし		各総合支所区民課 芝03-3578-3161 麻布03-5114-8822 赤坂03-5413-7276 高輪03-5421-7085 芝浦港南03-6400-0022	港
	—	認知症高齢者等おかえり サポート事業	認知症などにより徘徊の恐れがある高齢者等に、二次元コード付きのシールを配布し、身に着けてもらうことで、地域の人、関係機関との協力により、早期発見につながる。	—	—	65歳以上の認知症高齢者または認知症の疑いがある高齢者で、迎えに行ける介護人等がいる方(40歳以上の若年性認知症の方も登録可)	なし		高齢者支援課 03-3578-2316	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
新 宿	(1)	地域見守り協力員事業	地域見守り協力員が対象者宅を訪問し、安否の確認と孤独感の解消を図る。	月2回程度	75	一人暮らし 高齢者のみの世帯 日中に同様の状況となる高齢者	なし	社会福祉協議会に委託	高齢者支援課 03-3209-1111(代) (内3546)	新 宿
		一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布事業	75歳以上の一人暮らしの高齢者を対象に、月2回情報紙「ぬくもりだより」を訪問配布し、安否確認・見守りを行う。	月2回		一人暮らし				
	(2)	高齢者配食サービス	月～金曜日 昼食の配食 週一回以上の利用で希望日 配食時間は概ね10:00～12:30 申請決定後、直接利用者に個別配食し、安否確認する。	月～金	65	一人暮らし 高齢者のみの世帯 日中に同様の状況となる高齢者	1食 500円		高齢者支援課 03-3209-1111(代) (内3523)	
	(4)	高齢者見守り登録事業	高齢者に身近な民間事業者が、高齢者見守り登録事業者として、通常業務の範囲内で気づいた異変を高齢者総合相談センターへ連絡する等、関係機関と連携して地域の高齢者をゆるやかに見守る。	—	—	—	なし	登録事業者： 新聞販売同業組合、生活協同組合、牛乳商業組合、公衆浴場同業組合、理容同業組合、宅配便事業者、郵便局、金融機関、コンビニエンスストア 等	高齢者支援課 03-3209-1111(代) (内3321・3345)	
		家庭廃棄物訪問収集	ごみの訪問収集を行い、排出状況に応じて安否確認する。	—	65 85	・65歳以上で介護が必要な方や障害者のみの世帯で資源・ごみ集積所までごみを出すことが困難で身近な人などの協力が得られない世帯 ・85歳以上の一人世帯で親族の方・知人などから定期的な連絡や訪問のない方	なし		新宿清掃事務所 03-3950-2923	
	(7)	高齢者緊急通報システム	高齢者が自宅で病気などの緊急事態に陥った場合、警備会社等へ通報できる機器を設置する。	—	65	慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で常時注意を要する一人暮らし高齢者等	設置費用の1割 住民税非課税：なし 生活保護受給者：なし		高齢者支援課 03-3209-1111(代) (内3523)	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
文 京	(1)	「話し合い員」派遣	話し合い員が対象者を訪問する。(週1回程度)	週1回	65	一人暮らし高齢者世帯、座位を保てない状態の高齢者世帯、高齢者のみの世帯及び身体障害者(重度)世帯	なし		高齢福祉課 03-5803-1213	文 京
		みまもり訪問事業	65歳以上の一人暮らしや日中独居等の高齢者宅に、地域のボランティアが月2回程度訪問することで、孤立を防止するとともに異変のあった際に関係機関等へ連絡する。	月2回		①65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯または日中独居の方。②介護保険のサービスやその他安否確認を目的とする制度を利用していない方。(①と②の両方に該当する方)	なし		社会福祉協議会 03-5800-2941	
		高齢者見守り相談窓口事業	高齢者あんしん相談センターが行う戸別訪問や見守り相談の機能をさらに強化することで生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげていく。	通年	75	①要支援・要介護認定者を除く75歳以上の在宅高齢者 ②要支援・要介護認定者の内のサービス未利用者	なし		高齢福祉課 03-5803-1843	
	(4)	ごみの訪問収集	訪問収集希望者で安否確認を希望した方に対し、一定期間ごみの排出がない場合に事前登録した連絡先への安否確認の連絡を行う。	—	—	①満65歳以上のみの世帯②障害者のみの世帯③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯④母子健康手帳の交付を受けてから産後3月程度までの妊産婦と乳児のみの世帯⑤その他区長が特に必要と認めた世帯	なし		文京清掃事務所 03-3813-6661	
	(5)	高齢者等見守りあんしん電話	心や体に不安をもつ高齢者等へ電話による見守り(週1回～3回)を行うとともに、24時間体制の電話相談窓口を設置し、その解消に取り組む。	週1回～3回	65	区内に住所を有し、以下の要件をすべて満たす方 ①見守りを希望する原則65歳以上の方 ②固定電話又は携帯電話を所有する方	なし		高齢福祉課 03-5803-1213	
		在宅高齢者見守り電球事業	高齢者の自宅のトイレ等の電球を通信機能と一体化したLED電球に交換し、電球の点灯・消灯の動きが24時間ない場合、見守りを行う方(家族等)へメールで異常を通知する。また、見守りを行う方が、高齢者の安否確認を速やかに行えない場合は、依頼に応じて委託事業者が代理訪問し、安否確認を行う。	—	65	区内に住所を有し、 ①65歳以上の方 ②同一の世帯に属する方全員が65歳以上の方	なし		高齢福祉課 03-5803-1843	
	(7)	高齢者救急通報システム事業	家庭内で救急事態に陥ったときに、専用通報機を用い、民間受信センターを通じて東京消防庁に通報する。	—	概ね 65	一人暮らし等の方で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する状態にある方。(主治医の意見書が必要)	350円/月 ※住民税非課税世帯・生活保護受給世帯は免除		高齢福祉課 03-5803-1382	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
文 京	(8)	文京区ハートフルネット ワーク	高齢者が住み慣れた地域で暮 らし続けることができるよう、地域 の見守りを強化・支援するため、 地域の方々や関係協力機関が 連携・協力して「声かけ」や「見 守り」を行う。事業を円滑に実施 するため、協力機関等に対し連 絡会等を開催する。	—	65	単身世帯 日中独居世帯 65歳以上のみの複数人世帯 65歳以上がいる複数人世帯	な し		高齢福祉課 03-5803-1843	文 京
					—	特に区長が必要と認めた場合				

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
＜参 考＞										
文 京	—	高齢者緊急連絡カード設置事業	緊急時に適切な対応ができるよう、緊急連絡先などを記入したカードを電話機のそば等、自宅の目につきやすい場所に設置する。区は申請書およびカード内容を記録した電磁的記録を保管、整備し、民生・児童委員、話し合い員、高齢者あんしん相談センターはカードの写しを保管する。	—	65	①区内に居住する65歳以上で一人暮らしの方 ②区内に居住する80歳以上のみで構成される世帯の世帯主及びその世帯に属する方 ③区長が必要があると認めた方	なし		高齢福祉課 03-5803-1213	文 京

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
台 東	(2)	配食サービス	業者が調理・配達 (委託業者4社:①マルベル、② みやこ食品、③ライフデリ、④宅 配クック123)	昼毎日	65	高齢者で配食を必要とする方	昼 ①530円～720円 ②580円～730円 ③570円～780円 ④515円～715円		社会福祉協議会 03-5828-7541	台 東
				夜毎日			夜 ①580円～720円 ②580円～730円 ③570円～780円 ④515円～715円			
	(4)	ひと声収集	決められた場所までごみを出す ことが困難な方を対象に、清掃 事務所職員が玄関先まで出向 いてごみを収集し、ごみが出て いないなど、いつもと様子が異 なる場合に、ひと声かけて安否 の確認を行う。	ごみの収集日 に実施	—	高齢または身体に障害があるなどの理 由で、自らごみを出すことが困難で生 活上の援助者がいない方	な し	開始にあたっては、申請者の 自宅において面接・調査を行 い可否を判断する。	台東清掃事務所 03-3876-5771	
	(5)	友愛訪問事業	地域の友愛訪問員が、ひとり暮 らし高齢者宅を定期的に訪問 し、話し相手になることで、孤独 感の解消や見守りを行う。	週1回程度	65	ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯 (日中独居も含む)	な し		高齢福祉課 03-5246-1221	
	(6)	救急医療情報キット	救急・救命時に備え、あらかじめ医療情報や緊急連絡先など を、医療情報シートに記入して、 専用の容器(キット)の中に入れ、 冷蔵庫に保管しておくもの。 かけつけた救急隊などが、保管 されているキットの医療情報 シートから医療情報などを確認 し、迅速な支援活動につなげ る。	常時配付		①65歳以上のひとり暮らし高齢者 ②65歳以上の高齢者のみ世帯に属す る方 ③日中又は夜間に、居所において一人 になる65歳以上の高齢者 ④上記①～③に準ずる状況にある方	な し		高齢福祉課 03-5246-1221	
	(7)	高齢者緊急通報システム 事業	高齢者が家庭内で急病等の緊 急事態に陥ったときに、区が貸 与する専用機器の通報ボタンを 押すことで、看護師等が待機す る受信センターに繋がり、救急 車の要請等を行う(生活リズムセ ンサーは無し)。	—	65	ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、 身体上慢性疾患がある等、日常生活を 営む上で常時注意が必要であると認め られる方	(民間方式) ・課税世帯 600円/月(税別) ・非課税世帯 300円/月(税別)	窓口又は電話で、要件に該当 するか身体状況等の調査を行 う。	高齢福祉課 03-5246-1222	
	(8)	高齢者地域見守りネット ワーク	高齢者が住み慣れた地域で暮 らし続けることができるよう、地域 包括支援センターを中心に、地 域の方々や関係協力機関が連 携・協力して緩やかな見守りを行 う。事業を円滑に実施するため、 協力機関等に対し連絡会等 を開催する。(全体会1回、地 区連絡会14回)	週1回、月1回、 熱中症啓発期 間のみなど 個々により対応	65	ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯 等	な し		高齢福祉課 03-5246-1221	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
墨 田	(1)	高齢者相談員活動推進事業	定期的に訪問し実態を把握するとともに、安否の確認、孤独感の解消を図る。	随時	65	一人暮らし高齢者 高齢者世帯	な し	墨田区民生委員・児童委員に 依頼	高齢者福祉課 03-5608-1111(代) (内3412)	墨 田
		高齢者みまもり相談室	墨田区民生委員・児童委員や地域住民の団体(町会・自治会・老人クラブ等)と協働して、高齢者の安否確認・見守り体制を構築し、必要に応じて高齢者支援総合センター等と連携して介護・医療・福祉サービスにつなげていく。※毎月1回広報紙「みまもりだより」を発行し、配布している。		概ね 65			高齢者みまもり相談窓口設置 事業8か所設置	高齢者福祉課 03-5608-1111(代) (内3422)	
		小地域福祉活動推進事業	町会・自治会を活動範囲とした住民相互の支えあい活動で、地域内で気になる人(高齢者・児童・障害者等)に対する見守り活動や戸別訪問、ふれあいサロン等を実施している。		—	高齢者を中心に児童や障害者など地域内で気になる世帯・人		小地域福祉委員は民生委員・町会自治会役員・ボランティアなどで構成	墨田区 社会福祉協議会 03(3614)3900	
	(2)	高齢者配食みまもりサービス事業	定期的に栄養バランスの取れた食事を提供し、健康の保持及び安否確認をする。 民間給食専門業者及びボランティアグループが、調理・運搬・安否確認を行う。	週7回 (事業者により異なる。)	65	一人暮らし 高齢者のみの世帯 買物・調理が困難な方 (日中独居を含む。)	1食 300円～ (事業所により異なる。)	〈調理委託先〉 民間事業者:5 ボランティアグループ:1	高齢者福祉課 03-5608-1111(代) (内3415)	
	(7)	高齢者救急通報システム事業	家庭内で急病等の緊急事態が発生した際、ペンダント等を押すことにより電話回線を通じて民間警備会社の受信センターに通報される。受信センターでは365日24時間体制で看護師等の専門スタッフが対応し、必要に応じて、救急搬送の手配や警備員の現場派遣等を速やかに行う。平時においてもおよそ2か月に1度の電話による安否確認及び健康等に関する相談を行う。オプションで設置できる安否確認センサは、在宅時の異常を自動で感知して通報する。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯(日中、夜間のみの場合も含む。)	2,618円・500円・0円/月 (慢性疾患の有無、所得状況により異なる。) センサ:1,000円/月		高齢者福祉課 03-5608-1111(代) (内3412)	
(8)	すみだ高齢者見守りネットワーク事業	地域住民等による見守りや声かけ等を通じて日常の安否確認を行う。異常を発見した場合は高齢者みまもり相談室を中心として対応する。	週1回～ 月1回程度	65	単身世帯 のみの複数人世帯	な し	新型コロナウィルス感染症拡大以後、現在は、地域住民のボランティアである「見守り協力員」の個別訪問は中止している。	高齢者福祉課 03-5608-1111(代) (内3422)		
				その他	本人や地域から相談や通報があった高齢者					

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
＜参 考＞										
墨 田	—	高齢者安心カード	高齢者が急病や事故に遭ったとき、速やかに親族への連絡、病院等での既往症の確認ができるよう安心カードをにこにこ入浴証と一体化することにより、常時携帯してもらう。	—	65	—	な し		高齢者福祉課 03-5608-1111(代) (内3415)	墨 田
		救急医療情報キット	本人の医療情報等を記入したシートを専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管し、救急時に救急隊員等が迅速かつ適切な救急活動を行う際に活用する。みまもり相談室員の訪問等や区内の薬局により、無料配布する。	—	その他	健康に不安を抱える区民	な し	・配布場所 調剤薬局、高齢者みまもり相談室	保健計画課 03-5608-1111(代) (内3507)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
江 東	(2)	高齢者食事サービス (自立支援型)	定期的に昼食又は夕食を業者が配食するとともに安否確認をする。	昼食又は夕食 (1日1食)で週7食を上限とする。	65	疾病に伴う身体的機能の低下により、買物・調理困難な65歳以上の高齢者で構成される世帯、日中独居となる世帯及び高齢者と障害者で構成される世帯でアセスメントにより必要と認められた方	1食 200円～500円	普通食(6種類)、カロリー食、タンパク調整食、やわらか食、塩分ケア食等から選択	介護保険課 03-3647-4319	江 東
	(3)	声かけ訪問事業	乳酸菌飲料を年末年始、祝日を除く月・水・金曜日に配達し、安否の確認を行う。	週1～3日	70	一人暮らしで安否の確認が必要な方	な し	シルバー人材センターの会員が、週1～3日、1回1本配達。	長寿応援課 03-3647-9468	
	(5)	電話訪問事業	安否の確認・孤独感の解消を目的に、週1回、社会福祉協議会のボランティアが電話訪問を行う。	週1回	70	一人暮らしで安否の確認が必要な方	な し		長寿応援課 03-3647-9468	
	(7)	高齢者救急通報システム 設置事業	救急通報システムの設置 (民間代理型)警備会社に通報が行き、警備員が緊急対応する。 (消防直接型)消防庁に通報が行く。近隣に協力者が必要。無料	—	65	一人暮らし、高齢者のみの世帯又は日中(夜間)独居となり、慢性疾患があり常時注意を要する高齢者	<民間代理型> 住民税課税者： 1,500円/月 住民税非課税者： 750円/月 <消防直接型> なし	消防直接型の新規受付を休止中	長寿応援課 03-3647-9468	
	(8)	高齢者地域見守り支援事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の見守りを強化・支援するため、地域の方々や関係協力機関が連携・協力して「声かけ」や「見守り」を行う。事業を円滑に実施するため、協力機関等に対し連絡会等を開催する。	各見守り事業 それぞれの基準で行う。	65	単身世帯 日中独居世帯 65歳以上のみの複数人世帯 65歳以上がいる複数人世帯	な し		長寿応援課 03-3647-9468	
<参 考>										
江 東	—	ごみ出しサポート	清掃職員が対象者宅の玄関先に出されたごみを戸別収集。	—	65	ごみ出しが困難で身近に協力者がいない世帯	な し	燃やすごみ・燃やさないごみ：週2	江東区清掃事務所 03-3644-6216	江 東
		高齢者あんしん情報キット配布事業	かかりつけ医や服薬内容、緊急連絡先等の情報を入れることのできる「高齢者あんしん情報キット」を申請により配布	—	65	65歳以上	な し		長寿応援課 03-3647-9468	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
品 川	(1)	高齢者相談員	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の家庭を訪問し、相談・助言を行うとともに、福祉事務所等及び地域社会とのパイプ役として、高齢者の日常生活の支援と充実を図る。	月1回	75	75歳以上の一人暮らし高齢者。75、70歳以上のみで構成される高齢者世帯。いずれも居住地の周囲500m以内に2親等以内の親族がいない方	な し	相談員は民生委員に委嘱	福祉計画課 03-3777-1111(代) (内3563)	品 川
		支え愛・ほっとステーション事業	高齢者等の福祉の総合相談拠点を設置し、定期的な電話や訪問による見守りを行うとともに、日常生活の支援に必要なサービスのコーディネートを行う(高齢者見守り相談窓口設置事業)	通年	—	高齢者等	な し	救急代理通報システムの設置 勸奨・受付も合わせて実施	福祉計画課 03-3777-1111(代) (内3596)	
	(4)	民間企業と連携した高齢者等見守りネットワークの構築	連携事業所による日常業務の中で、地域の高齢者等に何らかの異変を感じた場合や発見した場合に区へ連絡を行うもの。	通年	—	高齢者等	な し	金融機関や配達事業者など27事業者と協定を締結	福祉計画課 03-3777-1111(代) (内3596)	
		ごみの各戸収集	日常のごみ出しが困難世帯に対し、安否確認を兼ねた各戸収集を行う。		70	70歳以上の高齢者または障害者のみで構成されている世帯	な し		品川区 清掃事務所 03-3490-7051	
	(7)	高齢者救急代理通報システム事業	自宅での急病などの緊急時に通報を受けた警備会社の警備員が24時間365日駆け付ける。体の具合などに応じて本人に代わって119番通報を行う。	—	65	一人暮らし高齢者、高齢者のみで構成される世帯 または日中独居の高齢者世帯	無償(個人都合による実費負担を除く)		福祉計画課 03-3777-1111(代) (内3586)	
	(8)	高齢者等地域見守りネットワーク	孤立死防止を目的とした取組を行う町会・自治会に対し助成金を交付し、地域住民による主体的な活動を支援する。地域から孤立しがちな高齢者の重層的な見守りを推進し、ネットワーク拡大を図る。また、障害者作業所を活用した救急医療情報キットの供給のしくみを活用し、希望する町会・自治会に対しキットの販売を行う。	各主体・制度により異なる。	65	単身世帯 日中独居世帯 65歳以上のみの複数人世帯 ※地域(町会・自治会)ごとに異なる。	な し		福祉計画課 03-3777-1111(代) (内3588)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
＜ 参 考 ＞										
品 川	—	救急医療情報キットの販売	高齢者が自宅内で急病により倒れたときのために、自身の医療情報や緊急連絡先をひとまとめに専用容器に入れ冷蔵庫に保管する。	通年	—	町会・自治会・品川区民を対象に販売	販売価格1セット100円		福祉計画課 03-3777-1111(代) (内3588)	品 川

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
目 黒	(1)	高齢者見守り訪問事業	一人暮らし等高齢者を地域のボランティアが定期的に訪問又は戸外からさりげない見守りを行う。	2週間に1回以上	65	ひとりぐらし等高齢者登録をしていて希望する方	な し		福祉総合課 03-3715-1111(代) (内2577)	目 黒
	(2)	週一食事サービス	昼食の弁当を手渡しで自宅に届ける。	毎週日曜日	65	ひとりぐらし等高齢者登録をしている方	1食 287円～610円	補助額 263円	高齢福祉課 03-3715-1111(代) (内2533)	
		配食サービス	昼食または夕食の弁当を自宅に届ける。手渡しすることで、安否確認も行う。	①週7日 ②週2日 (1日1食)		次のいずれかに該当する方 ①ひとりぐらし等高齢者登録をしており要介護1～5、要支援1～2と認定された買い物、調理が困難な方(電話訪問と栄養改善配食サービス併給不可) ②ひとりぐらし等高齢者登録をしており単身で介護認定がなく、かつ近隣に親族のいない75歳以上の方(非常通報システム、栄養改善配食サービス及び、電話訪問とは併給不可)	287円～702円	補助額 普通食 263円 特別食 333円		
	(4)	ごみ・資源訪問収集	一人暮らし等高齢者でごみ出しが困難で協力者がいない方の、ごみ収集を行い安否確認を行う。	ごみの収集日	65	ひとりぐらし等高齢者登録をしている世帯	な し		清掃事務所 03-3719-5345	
	(5)	電話訪問(さわやかコール)	委託事業者が定期的に電話訪問し、安否確認等を行う。	週1～3回	65	ひとりぐらし等高齢者登録をしていて希望する方	な し		高齢福祉課 03-3715-1111(代) (内2531)	
	(7)	非常通報システム	緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて通報することにより、民間事業者に通報できる無線発報装置等を設置する。	—	65	ひとりぐらし等高齢者登録をしている方	286円/月 住民税非課税者:なし		高齢福祉課 03-3715-1111(代) (内2584)	
		生活リズムセンサー	非常通報システムの付加サービスとして実施し、日常生活において在宅者の異変を設置機器が感知し、通報する。	—	65	非常通報システムの要件を満たす者の内、近隣に親族が居住していない・常時寝たきりでない方	上記非常通報システムと合わせて491円/月 住民税非課税者:なし			
	(8)	目黒区見守りネットワーク(愛称:見守りめぐねっと)	見守る人・見守られる人を特定しないで、区民や事業者が日常の生活や事業活動の中で高齢者等を緩やかに見守り、異変があった時に地域包括支援センターへ連絡する。	—	—	高齢者、子ども、障害者等	な し		福祉総合課 03-3715-1111(代) (内2577)	
< 参 考 >										
目 黒	—	防災・救急医療情報キットの配布	救急時の迅速な救命活動を支援し、高齢者の安全安心の確保を図る。	—	—	ひとりぐらし等高齢者登録をしている高齢者、登録していないが一人暮らし等で配布を希望する高齢者、介護保険の要支援・要介護認定者、障害者等	な し		福祉総合課 03-3715-1111(代) (内2577)	目 黒

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
大 田	(1)	ひとり暮らし高齢者支援事業	普段の見守りを目的として緊急連絡先を登録する。登録後、民生委員等により訪問を行う。	—	65	一人暮らし高齢者	な し		高齢福祉課 03-5744-1250	大 田
	(2)	食事サービス	地域のボランティアが調理・宅配	—	65	食事作りが困難な高齢者、身障者	1食 500円～700円		社会福祉協議会 03-3736-5555	
	(4)	見守り推進事業者による見守り	新聞販売所、金融機関、生活協同組合、生命保険会社などによる事業活動の中で高齢者の異変に気づいた際、地域包括支援センターへの情報提供を行う。また区が行う高齢者福祉サービスの情報発信および普及啓発を行う。	—	65	区内在住の65歳以上の方	な し		高齢福祉課 03-5744-1250	
	(7)	高齢者救急代理通報システム事業	高齢者が、家庭内で病気やけがなど、緊急事態に陥ったとき、ペンダント型無線発報器等を押すと、区の受託事業者の受信センターに通報され、救急通報を行い、専門警備員が自宅に駆けつける。熱中症アラートは標準装備となり、火災センサー、ライフリズムセンサーは選択できる。	—	65	区内に住所を有し、65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、慢性疾患があるなど日常生活を営むうえで常時注意を要する方	な し		大森地域福祉課 03(5764)0658 調布地域福祉課 03(3726)6031 蒲田地域福祉課 03(5713)1508 糀谷・羽田地域福祉課 03(3741)6525	
	(8)	高齢者見守りネットワーク事業	地域包括支援センターを核として、地域力を活用した高齢者の見守り・支え合いの体制づくりを推進する。 ①自治会・町会等地域との連携 ②地域の専門職との連携 ③見守りキーホルダー登録事業の推進 ④地域セミナーの開催 ⑤実態把握	—	65	区内在住の65歳以上の方	な し		高齢福祉課 03-5744-1250	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
< 参 考 >										
大 田	—	粗大ごみの運び出し収集	①・②のいずれかに該当する世帯で、身近な人などの協力が困難で、粗大ごみを自ら屋内から運び出すことができない場合は、本人または代理人の立会いのもとに粗大ごみの運び出し収集をする。	—	—	①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②障害者のみの世帯	な し	※有料粗大ごみ処理券の添付が必要 ※事前に訪問調査を実施 ※長尺物・重量物、出入口から持ち出せない物等、処理が困難なものについては、断る場合あり ※家電4品目等粗大ごみとして収集できない物は運び出し収集不可	大森清掃事務所 03-3774-3811 蒲田清掃事務所 (調布地区) 03-6459-8201 (蒲田地区) 03-6451-9535	大 田
		ごみの戸別訪問収集	①・②・③のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、集積所へごみを持ち出すことが困難であり、身近な人などの協力を得ることができない世帯のごみを収集する。	—		①要介護2以上に認定されている。 ②身体障害者程度1級又は2級に認定されている。 ③その他、区長が認める方	な し		ごみ減量推進課 03-5744-1628	
		高齢者ほっとテレフォン	区役所が閉庁している時間帯に、高齢者等からの介護や福祉に関する相談を受ける電話相談事業	—	65	区内在住の概ね65歳以上の方とその家族、関係者	電話通話料は本人負担	事業者へ事業委託	高齢福祉課 03-5744-1250	
		高齢者見守りキーホルダー登録事業	緊急連絡先や医療情報などをあらかじめ区に登録し、登録者には登録番号が記載されたキーホルダーやカード等を配付する。キーホルダーを常に身に付けておくことで、救急搬送・保護された際の医療機関や警察からの照会に対し、24時間体制で情報提供ができる。	—	65	区内在住の65歳以上の方	な し		高齢福祉課 03-5744-1250	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
世田谷	(1)	実態把握訪問	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)で、支援が必要な高齢者の発見や継続的な見守りを目的として、管轄地区内の高齢者宅への訪問を行う。	随時	65	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)管轄地区内の全高齢者が対象	な し		介護予防・地域支援課 03-5432-1111(代) (内2953)	世田谷
		あんしん見守り事業	見守りコーディネーターを配置し、地区の高齢者宅を訪問し、様々な見守りサービスの紹介や見守りボランティアの派遣等を行う。	随時	65	一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方等	な し		介護予防・地域支援課 03-5432-1111(代) (内2953)	
	(4)	高齢者見守り協定	区内で活動する事業者(新聞販売所、宅配業者等)と協定を締結し、日常業務において高齢者に異変を発見した場合は、区に通報する。	—	65	—	な し		高齢福祉課 03-5432-2407	
		安否確認つき高齢者等訪問収集事業	玄関先等から資源・ごみを収集することで日常生活の負担を軽減し、在宅生活の継続を支援する。収集時に異常が認められた場合、安否確認のための声かけや、緊急連絡先への通報を行う。	可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 月2回 資源 月1回		要介護2または同程度の一人暮らし又は高齢者・障害者のみの世帯で、集積所まで資源・ごみを自分で運び出すことができず、他の方の協力も得られない方	な し		清掃・リサイクル推進課 03-6304-3297	
	(5)	電話訪問相談の実施	電話センター(1か所)に電話訪問協力員を配置し、安否の確認や孤独感の解消を図るとともに、必要に応じ関係機関に連絡する。	—	65	区内在住の65歳以上の一人暮らし及び高齢者のみ世帯の方で、電話訪問を希望する方	な し		市民活動推進課 03-6304-3176	
		電話相談の実施	高齢者なんでも相談室で高齢者の悩み事全般を受付相談(電話受付可)	—	—	原則、区内在住の60歳以上の方及びその家族	な し			

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
世田谷	(7)	高齢者救急通報システム	ご自宅でペンダント型のボタンを押すと、固定電話の回線を通じて緊急通報される機器の貸し出しを行う。 ボタンを押すと民間受信センターに通報され、必要に応じて救急車の出動を要請するとともに警備会社の現場派遣員が駆けつけを行う。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯・日中独居世帯で、身体上慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で常時注意を要する方(日中独居世帯には、所得制限あり)	設置費用の1割 住民税非課税者:なし		高齢福祉課 03-5432-2407	世田谷
		高齢者見守り機器利用補助事業	区登録の見守り機器サービスをご利用する方に対し、月額利用の内1,000円を補助する。	—	70	70歳以上のひとりぐらし世帯の方で、区その他の見守りサービスを利用していない方	月額利用料の内1,000円を超過した金額及びその他全ての費用		高齢福祉課 03-6379-4024	
		住まい見守り・補償サービス初回登録料補助事業	区内転居時に、協定締結事業者が提供する入居中の安否確認と死亡時の費用補償がセットになったサービスに加入する場合、初回登録料を世田谷区が全額補助する。	—	60	満60歳以上の方もしくは障害者の方で、区内の民間賃貸住宅に単身で転居される方	な し		居住支援課 03-5432-2499	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
< 参 考 >										
世田谷	—	民生委員ふれあい訪問	80歳以上の介護保険サービス を利用していない高齢者を対象 に、民生委員による訪問を実施 して、区相談窓口の案内や、区 福祉サービスの周知を行う。	—	80	介護保険サービスを利用していない高 齢者	な し		高齢福祉課 03-5432-2407	世田谷
		高齢者世帯等粗大ごみの 運び出し収集事業	室内から粗大ごみを運び出し収 集することで、日常生活の負担 を軽減し、在宅生活の継続を支 援する。	—	—	粗大ごみを自分で室内から運び出すこ とができず、他の方の協力を得ることの 難しい65歳以上の高齢者・障害者のみ の世帯等	な し (粗大ごみの処理は有 料)		清掃・リサイクル推 進課 03-6304-3297	
		高齢者なんでも相談の実 施	区立ひだまり友遊会館内高齢 者なんでも相談室で高齢者の 悩み事全般を受付相談(電話 受付可)	—	—	原則、区内在住の60歳以上の方及び その家族	な し		市民活動推進課 03-6304-3176	
		高齢者安心コール事業	24時間365日対応の電話相談 窓口を設置し、一人暮らし高齢 者等から困りごとの相談を受け る。登録ボランティアが自宅を訪 問し簡単なお手伝いをする訪問 援助サービスを行う。	—	65	電話相談：高齢者及び家族等 ボランティア訪問援助：65歳以上の一 人暮らし(日中・夜間独居含む。)、高齢 者のみ世帯	な し		高齢福祉課 03-5432-2407 高齢者安心コール 03-5432-1010	
		高齢者見守りステッカー事 業	認知症により外出先から帰れな いなどの不安がある高齢者等 に、登録番号と「高齢者安心 コール」の連絡先を記載してい るステッカーを配付。 事前に区へ氏名・住所・緊急連 絡先等を登録することで、警察 や消防に保護された際、ステッ カーの登録番号から緊急連絡 先に連絡できる。	—	65	次のいずれにも該当する方 ①要介護1以上の認定を受けている ②認知症により外出すると戻れないこと が「ときどきある」や「常にある」状態	な し		高齢福祉課 03-5432-2407 高齢者安心コール 03-5432-1010	
		地区高齢者見守りネット ワーク	日常生活圏域毎に、まちづくり センター(行政)、地域包括支援 センター、社会福祉協議会のに 児童館を加えた四者が事務局と なり、町会・自治会など地域の 活動団体が参加し、高齢者の見 守りに関した啓発活動を行って いる。(全28地区)	随時	65	一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯 の方等	な し		高齢福祉課 03-5432-2768	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
渋谷	(1)	要援護高齢者訪問指導	在宅の援助を要する高齢者に対し、訪問相談・指導を行う。	随時	65	①援助困難ケースや緊急対応が必要なケースで、地域包括支援センターやケアマネジャー等から訪問相談支援の依頼があった方。②一人暮らし等で民生委員や地域包括支援センター等から訪問相談支援の依頼があった方	なし		高齢者福祉課 03-3463-1989	渋谷
	(2)	高齢者配食サービス	配食事業協力店が、栄養バランスの取れた調理済みの食事を届けるとともに安否確認を行う。	1日1食	—	区内在住で介護保険の要支援又は要介護の認定を受けている在宅の方	1日1食150円の助成額を差し引いた額		高齢者福祉課 03-3463-1873	
	(7)	高齢者救急通報システム等設置事業	緊急事態に陥ったとき、民間事業者に通報できる無線発報装置等を設置する。	—	65	区内在住で、身体に慢性疾患があり日常生活を営むうえで常時注意を要する者のうち、一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方 (日中高齢者のみになる世帯含む)	198円/月		高齢者福祉課 03-3463-1873	
	(8)	セーフティネット見守りサポート事業	包括地区ごとに、10名程度の見守りサポート協力員を組織し、生活に不安がある高齢者に対してチームで継続的に見守り、援助、医療や介護への橋渡しを行う。	適宜	65	単身世帯 日中独居世帯 高齢者のみの複数人世帯	なし		高齢者福祉課 03-3463-1989	
＜ 参 考 ＞										
渋谷	—	要援護高齢者訪問指導	在宅の援助を要する高齢者に対し、訪問相談・指導を行う。	随時	65	①援助困難ケースや緊急対応が必要なケースで、地域包括支援センターやケアマネジャー等から訪問相談支援の依頼があった方。②一人暮らし等で民生委員や地域包括支援センター等から訪問相談支援の依頼があった方	なし		高齢者福祉課 03-3463-1989	渋谷

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
中 野	(4)	地域支えあいネットワーク調整	ライフライン事業者や民間事業者が、業務を通じて安否確認を行なったり、異変を発見した場合に中野区と連携・協力を図る。	関係機関、対象者により頻度に違いあり。	—	高齢者、障害者、子ども等支援を必要とする方	な し		地域活動推進課 03-3228-5582	中 野
	(7)	緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、発信器等を用いて通報することにより、民間事業者に通報できる発報装置等を設置する。	—	—	一人暮らし又は高齢者のみの世帯(日中独居を含む)に属する高齢者 一人暮らし又は重度身体障害者のみの世帯に属する重度身体障害者	身体状況や住民税課税状況により、300円～1,300円／月	高齢者は65歳以上 障害者は18歳以上	地域包括ケア推進課 03-3228-5632	
	(8)	地域支えあいネットワーク調整	ライフライン事業者や民間事業者が、業務を通じて安否確認を行ったり、異変を発見した場合に中野区と連携・協力を図る。	関係機関、対象者により頻度に違いあり。	—	高齢者、障害者、子ども等支援を必要とする方	な し		地域活動推進課 03-3228-5582	
＜参 考＞										
中 野	—	ひとり暮らし高齢者等確認調査	民生委員が訪問して、世帯状況や健康状態、家事全般の自立度などについて調査を行う。	年1回	75	75歳以上の単身世帯者 75歳以上の者のみで構成されている世帯	な し	対象年齢の引き上げを行いました。 【理由】お仕事などをされていて、会えないケースも増えているため。	地域活動推進課 03-3228-5582	中 野
		ごみの訪問収集	自らごみを集積所まで持ち出すことが困難で、親族や訪問介護、近隣の方などの協力を得られない世帯を対象に、自宅を訪問してごみを収集する。希望者には、収集時に声かけを行う。	—	65	ごみ出しが困難で、身体障害者手帳(1級または2級に限る)の交付を受けているものだけで構成されている世帯、要支援・要介護認定を受けているものだけで構成されている世帯	な し		清掃事務所 03-3387-5353	
		救急医療情報キット(緊急連絡カード)設置	希望する高齢者宅に高齢者の状況や緊急連絡先を記載したカードを設置	随時	—	概ね70歳以上の「ひとり暮らし高齢者」「高齢者のみの世帯」「日中独居状態になる高齢者」等	な し		地域活動推進課 03-3228-5582	
		地域支えあいネットワーク調整	支援を必要とする高齢者等(要支援者)が、地域で安心して暮らしていけるよう、要支援者を見守り、情報を共有する仕組みづくり等、支えあいネットワーク構築に向けた取組を、町会・自治会、民生・児童委員等関係団体とともに進める。	関係機関、対象者により頻度に違いあり。	—	①70歳以上の単身者または75歳以上の方のみで構成される世帯 ②身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ③お子さんとその保護者で、区長が特に必要と認めた方 1～3に準ずるとして区長が認めた方 ○障害支援区分1～6の認定を受けている方 ○要介護・要支援認定を受けている方	な し		地域活動推進課 03-3228-5582	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
杉 並	(4)	ふれあい収集	対象世帯の玄関(ドア)前から可燃・不燃ごみや資源を収集する。また、ごみが出ていない場合には、声かけや高齢者担当部署等への連絡など、対象者の安否確認も行う。	週3回以内	65	65歳以上の高齢者又は障害者のみの世帯のうち、ご自分でごみや資源を集積所まで持ち出すことが困難であって、かつ身近な人の協力を得ることができない方	な し		杉並清掃事務所 03-3392-7281 杉並清掃事務所 方南支所 03-3323-4571	杉 並
	(5)	電話・訪問による見守り	毎週1回電話により安否確認を行う。	週1回	65	次のいずれにも該当する方①区内に住所を有する、②現にアパートに居住している、又は新たにアパートに居住しようとしている、③緊急時連絡先がある、④介護保険サービスを受けていない	な し		住宅課 03-3312-2111(代) (内3538)	
			安心コール:週1回の定期的な電話により健康状態等の安否の確認をすると共に、24時間365日体制で利用者からの生活や健康不安についての電話相談に応じる。	週1回・ 常時		一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯	所得に応じた負担金あり		高齢者在宅支援課 03-3312-2111(代) (内3244)	
	(7)	緊急通報システム事業	通報機、安心センサー、火災センサー、ペンダントを貸与、設置する。急病時に救急ボタンを押した場合や、センサーの自動通報があった場合に、受信センターから救急車(火災の場合には消防車)を要請するとともに、現場派遣員が駆けつけ、救助を行う。	—	65	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等で、慢性疾患があるなど常時注意を要する状態の方(慢性疾患がなくても身体状況や生活状況から在宅生活に不安があり、緊急時に適切な対応ができない可能性のある方を含む)	所得に応じた負担金あり		高齢者在宅支援課 03-3312-2111(代) (内3244)	
	(8)	ひとり暮らし高齢者等たすけあいネットワーク(地域の目)	高齢者総合相談窓口ケア24(地域包括支援センター)を事業拠点とし、区民のボランティアである、あんしん協力員による定期的な個別の見守りを行う。また、あんしん協力員及びたすけあいネットワーク事業に賛同した団体である、あんしん協力機関による、地域に暮らす高齢者に対するゆるやかな見守りを行う。	関係機関、対象者により頻度に違いあり。	65	おおむね65歳以上の世帯で、個別の見守りを希望している方。	な し		高齢者在宅支援課 03-3312-2111(代) (内3245)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
＜参 考＞										
杉 並	—	安心おたっしや訪問	高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、主に75歳以上の介護保険サービスを利用していない高齢者を対象に、地域包括支援センター職員、民生委員及び区職員による訪問を行い安否を確認するとともに、日常的に相談できる関係をつくり、医療や福祉等の支援が必要と考えられる対象者については、適切な支援につなげるための案内を行う。	年1回	75	75歳以上の方	な し		高齢者在宅支援課 03-3312-2111(代) (内3243)	杉 並
		救急情報キット	災害時・救急時に必要な支援内容や医療情報などに関する情報を入れる専用の容器を支給する。	—	—	災害時の要配慮者支援を目的とした「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」の登録者(要介護1～5、身障・精神・知的1～3級手帳所持者、難病患者、その他登録希望者(施設入所者・長期入院中の方を除く))	な し		保健福祉部管理課 03-5307-0847	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
豊 島	(1)	アウトリーチ事業 (見守り支援事業担当)	地域包括支援センターと連携し一人暮らし高齢者等の生活実態を把握し、それぞれの状況に応じた見守り活動や相談支援を行うことにより、高齢者の孤立を予防し必要なサービスの利用につなげる。 (高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)に併設された見守り支援事業担当が、高齢者の相談や訪問をして、支援やサービスの紹介を行う。また高齢者が安心して暮らせる見守りの仕組みづくりを構築していく。)	—	65	—	な し	H22年度はモデル事業 H23年度から高齢者見守り相談窓口設置事業(旧シルバー交番設置事業)	高齢者福祉課 03-3981-1111(代) (内2432)	豊 島
		見守り訪問事業	区の広報紙などを配付し、定期的な訪問活動により声かけを行いながら安否確認を行う。	—	65	見守りが必要な高齢者がいる世帯	な し			
	(2)	配食サービス事業	区の登録配食事業者が、調理・配送および安否確認を行う。	—	65	配食を希望する区民の方	各事業者の設定する料金	H30年度から登録制に移行	高齢者福祉課 03-3981-1111(代) (内2432)	
	(4)	見守りと支えあいネットワーク事業	新聞販売同業組合、郵便局、宅配事業者等と協定を結び、配達員が配達時等に異変を感じた場合、地域包括支援センターや区に通報する。	—	—	—	な し		高齢者福祉課 03-3981-1111(代) (内2432)	
	(5)	声の訪問サービス	区営住宅などの入居者で希望される方に、音声電話により安否・体調管理を行う。	毎日	75	単身世帯で、電話に出ることができる方	な し		くらし・居住支援課 03-3981-2637	
	(6)	救急医療情報キット	救急時に迅速な支援が行えるよう、救急医療情報キットを配付する。	—	65	配付を希望する区民の方	な し		高齢者福祉課 03-3981-1111(代) (内2432)	
	(7)	高齢者救急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯(日中独居含む)	介護保険料所得段階・疾病等により自己負担あり		高齢者福祉課 03-3981-1111(代) (内2432)	
	(8)	見守りと支えあいネットワーク事業	地域ボランティアと協働して高齢者の安否を確認している。 また、(4)に加えて、高齢者が利用する店舗等に日常の業務活動の中での協力を依頼し、関係機関と連携を図りながら見守りと支えあいネットワーク活動を展開している。	—	—	単身世帯 高齢者のみで構成される世帯 身体障害者、災害要援護者、見守りが必要と認められる方	な し		高齢福祉課 03-3981-1111(代) (内2432)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
＜ 参 考 ＞										
豊 島	一	出前ごみ収集	収集曜日に、家の玄関先までごみの収集に伺う(個別収集)。	毎日	65	65歳以上の高齢者のみの世帯で、ごみ出しが困難な方	な し		豊島清掃事務所 03-3984-9681	豊 島

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
北	(1)	一人暮らし高齢者定期訪問	民生委員が65歳以上の一人暮らし高齢者を概ね週1回定期的に訪問し、緊急時の対応や悩み事の相談を行う。	週1回	65	65歳以上の一人暮らし高齢者(同一敷地内に親族がいないこと) シルバーピアやケア付き住宅にお住まいの方、施設に入所している方は除く。	な し	民生委員に委託	長寿支援課 03-3908-9017 (ダイヤルイン)	北
	(4)	ふれあい訪問収集(単身者安否確認)	ごみ(可燃ごみ・不燃ごみなど)の訪問収集を行う際に、ごみの排出がない場合には安否確認を併せて行う訪問収集	通年	75	満75歳以上で一人暮らし、介護保険の要支援又は要介護の認定を受けている方で、ごみ出しが困難な方	な し		北区清掃事務所 03-3913-3141 (ダイヤルイン)	
	(7)	高齢者見守り・緊急通報システム	自宅内で緊急時に専用通報機又は無線ペンダントを押すことにより民間緊急通報システム事業者の受信センターに通報が入り、緊急の場合は119番通報を行う。また健康相談やスタッフから月1回の伺い電話がある。加えて、希望者には火災安全システム及び安否確認センサを設置する。	—	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯で慢性疾患のため日常生活を営む上で常時見守りを要する方	利用料の1割 住民税非課税世帯者・生活保護受給世帯者：なし		高齢福祉課 03-3908-1158 (ダイヤルイン)	
	(8)	おたがいさまネットワーク(事業としては高齢者地域自立支援ネットワーク推進事業)	高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)を核として民生委員や声かけサポーター(民生委員が推薦した方)をはじめとする地域住民団体を協力員・協力機関と位置付け、これらを繋ぐネットワークを整備する。協力員等が見守りや声かけを行うことにより、一人暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるように支援する。	月2回	65 75	単身世帯 75歳以上のみの世帯	な し		長寿支援課 03-3908-9017 (ダイヤルイン)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
＜ 参 考 ＞										
北	—	訪問収集	ごみ出し(可燃ごみ・不燃ごみなど)が困難、かつ身近に協力者がいない方に対して、職員が玄関先まで訪問して収集する。	通年	65	次のいずれかに該当する方 ①満65歳以上で1人暮らし等の方 ②障害者だけで構成されている世帯の方	なし		北区清掃事務所 03-3913-3141 (ダイヤルイン)	北
		高齢者救急医療情報キット等事業	65歳以上の一人暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者と障害者で希望する方に対し、救急医療情報キットを支給する。指定の用紙に医療情報等を記入し冷蔵庫に保管することで、自宅で倒れた時などの救急時に必要な医療情報の把握と、迅速な救命活動が行えるよう安全安心を確保する。	—	65	次のいずれかに該当し、希望される方 ①75歳以上の方 ②65歳以上74歳以下で一人暮らしの方 ③障害のある方 (身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方)	なし		高齢福祉課 03-3908-1158 (ダイヤルイン)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
荒 川	(2)	配食見守りサービス	民間事業者が昼食を配食し、併せて見守りを行う。	週1～7回	65	高齢者みまもりネットワーク事業に登録している方で、日中における安否確認の手段がなく、身体的状況等により食事の調理が困難な方	1食 280円～900円		高齢者福祉課 03-3802-3111(代) (内2678)	荒 川
	(3)	牛乳配達業者等による見守り	荒川区と牛乳配達業者、乳酸菌飲料販売業者、大手コンビニエンスストア等との間で協定を締結し、牛乳配達等の日常業務において、地域の高齢者に対し、「緩やかな見守り」を行う。異変を察知したときは声掛け等の方法により、その安否確認等を行う。	—	65	荒川区内に居住する高齢者	な し		高齢者福祉課 03-3802-3111(代) (内2661)	
	(4)	新聞販売店による見守り	区と荒川区新聞販売同業組合との間で協定を締結し、配達時に一人暮らし高齢者等の見守り活動を実施	—	65	荒川区新聞販売同業組合に加盟している販売店と新聞の定期購読契約をしている高齢者の方	な し		高齢者福祉課 03-3802-3111(代) (内2676)	
	(5)	ふれあい電話	社会福祉協議会により電話による傾聴事業を行うことで、一人暮らし高齢者等の孤独感を解消し、生活上の不安の払拭を図る。	対象者一人当たり週2回	概ね 65	一人暮らし等で希望する方	な し		社会福祉協議会 福祉サービス課 03-5604-5863	
	(7)	緊急通報システム	急病などで緊急事態となった時、緊急ボタンを押した場合や、センサーが異常を検知した場合に、通信センターへ通報する。連絡を受けた通信センターは、状況に応じて救急車を要請し、警備員が玄関を開け、安否確認を行う。	—	65	高齢者みまもりネットワーク事業に登録している方で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯、日中独居の高齢者で、日常生活上不安を感じている方	①自宅に固定回線あり 課 税:月額200円 非課税:0円 ②自宅に固定回線なし 課 税:月額300円 非課税:0円		高齢者福祉課 03-3802-3111(代) (内2677)	
	(8)	高齢者みまもりネットワーク事業	緩やかな見守りを希望する高齢者を登載した「高齢者みまもり名簿」を活用し、区、地域、高齢者みまもりステーションが連携して、高齢者を見守るネットワークづくりを行う。	—	65	・高齢者のみの世帯の方 ・日中、高齢者のみの世帯で、見守りが必要な方 ・認知症や障がいのある方と同居している高齢者で、見守りが必要な方 等	な し		高齢者福祉課 03-3802-3111(代) (内2676)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
< 参 考 >										
荒 川	—	ひと声運動	民生委員が戸別訪問し、健康状態等の確認を行う。	必要に応じて 年1～2回	75	高齢者みまもりネットワーク事業に登録されている方のうち、以下の全ての条件に該当した方 ・民生委員による訪問に同意した方 ・75歳以上のみ世帯（日中独居、同住所別世帯親族等がいる場合を除く） ・介護サービス（福祉用具購入及び住宅改修を除く）を利用していない方 ・配食サービスを利用していない方	な し		高齢者福祉課 03-3802-3111(代) （内2676）	荒 川
		救急医療情報キット配布事業	緊急時に救急隊の救命活動に活用する救急医療情報キットを支給する。	—	65	一人暮らし、高齢者世帯、要介護高齢者、日中独居等、介護・見守りが必要な高齢者みまもりネットワーク事業に登録された方	な し		高齢者福祉課 03-3802-3111(代) （内2675）	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
板 橋	(2)	高齢者配食サービス	区の登録配食事業者が、高齢者の自宅まで弁当の配達を行い、高齢者の安否確認を行う。	制限なし	65	なし	経費全額	H28年度から登録制に移行	高齢政策課 03-3579-2464	板 橋
	(5)	高齢者安否確認コール	コールセンターから、電話訪問により定期的な安否確認を行う。	週1～2回	65	65歳以上のひとり暮らしの方または65歳以上の方のみの世帯の方	な し		高齢政策課 03-3579-2464	
	(7)	高齢者緊急通報システム (生活リズムセンサー型)	自宅内で、緊急時に専用通報機もしくはペンダント型通報機のボタンを押したとき、又は、生活リズムセンサーが一定時間の生活動作を確認できないときに、コールセンターへ通報が入る。状況に応じて現場への派遣員の出動や119番通報、緊急連絡先へ連絡する。	—	65	ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯、日中独居世帯	生活保護・中国残留邦人等支援給付世帯:なし 住民税非課税世帯: 400円/月 住民税課税世帯: 1,400円/月		高齢政策課 03-3579-2464	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
< 参 考 >										
板 橋	—	高齢者見守り調査	在宅高齢者を民生・児童委員が年1回訪問、聞き取りし、世帯状況や本人の状況等を把握する。特に、ひとり暮らしの方または高齢者のみの世帯の方に対し、区の「ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿」への登録を勧奨するとともに、地域包括支援センターや区による個別支援へ繋げる。	年1回	75	ひとり暮らしの方及び高齢者のみの世帯の方	な し		生涯活躍推進課 03-3579-2376	板 橋
		高齢者見守り キーホルダー事業	キーホルダーを常に携帯することで、外出先で突然倒れたときなどに、見守りキーホルダーの識別番号により、地域包括支援センター・警察署・消防署が素早く身元を確認し、緊急連絡先（親族等）に繋げる。	—	65	—	な し		生涯活躍推進課 03-3579-2376	
		板橋区ひとりぐらし高齢者 見守りネットワーク事業	①ひとり暮らし高齢者等を地域ぐるみで見守り支えるために、民生委員・児童委員、おとしより相談センターなどと情報交換を行い、ネットワークの強化を図る。 ②「ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿」を作成し、当該名簿を警察・消防や区関係機関へ配付し、緊急時の対応等に活用する。	—	70	原則として70歳以上でひとり暮らしの方	な し		生涯活躍推進課 03-3579-2376	
		緊急カード	「ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿」の登録申込時に、緊急連絡先やかかりつけ医等を記載できる緊急カードを配布する。 また、高齢者見守り調査時に、主としてひとり暮らしの方及び高齢者のみの世帯の方を民生・児童委員が訪問し、希望者へ配布する。	—	70		な し		生涯活躍推進課 03-3579-2376	
		板橋区地域見守り活動支援研修	地域での「ゆるやかな見守り」を担う人材を育成・確保するため、地域住民を対象とする見守りに関する研修を実施する。	年間500人以上	—	—	な し		生涯活躍推進課 03-3579-2376	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
練 馬	(1)	ひとり暮らし高齢者等訪問 支援事業	ひとり暮らし高齢者等の自宅を 訪問し、介護予防や相談支援、 安否確認等の支援を実施。見 守りが必要な方は、定期訪問 (週1回)を実施	—	65	区内のひとり暮らし高齢者および高齢 者のみ世帯のうち、介護保険サービス の利用または生活保護を受給していな い方等	な し		高齢者支援課 03-5984-1695	練 馬
	(2)	見守り配食事業	区の登録配食事業者が調理・ 配達を行う。	—	65	配食を希望する区民の方	各事業者の設定する料 金	令和3年度から事業者登録制 に移行	高齢者支援課 03-5984-2774	
	(4)	見守りサービス	戸別訪問収集を利用している対 象者が1週間ごみを出さなかつ た場合に、清掃事務所から地域 包括支援センターに連絡する。	週2回	65	高齢者または障害者のみの世帯で、集 積所まで自らごみを運び出せない方 (ただし介護事業者等が補助可能な場 合等は対象外)	な し		練馬清掃事務所 (〒176・179地域) 03-3992-7141 石神井清掃事務所 (〒177・178地域) 03-3928-1353	
	(5)	高齢者在宅生活あんしん 事業(電話訪問)	委託した民間事業者が週1回電 話訪問し安否確認、孤独感の 緩和等を図る。	週1回	65	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯 の高齢者で、慢性疾患等がある等の日 常生活を営む上で常時注意を要する 方または要介護・要支援・総合事業対 象者の方	な し		高齢者支援課 03-5984-2774	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
練 馬	(7)	高齢者在宅生活 あんしん事業 (緊急通報システム、生活リズムセンサー)	ひとり暮らし高齢者等の在宅生活を支援するため、緊急通報システム等の見守り事業や配食サービス、緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する。 緊急通報システムによる通報のほか、見守り配食等の利用時に高齢者の異変が察知された場合でも、駆けつけサービス(警備員による自宅の鍵開け、救急車要請による救援)を利用できる。	—	65	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者で、慢性疾患等がある等の日常生活を営む上で常時注意を要する方または要介護・要支援・総合事業対象者の方	緊急通報システム 課税世帯:400円/月 非課税世帯:300円/月 生活リズムセンサー 課税世帯:600円/月 非課税世帯:200円/月		高齢者支援課 03-5984-2774	練 馬
	(8)	高齢者見守りネットワーク	ひとり暮らし高齢者などを地域で見守ることを目的として、地域団体や民間事業者等と高齢者見守りネットワーク協定を締結している。 この協定では、協力団体の職員が居宅を訪問した際、ポストに新聞や郵便物がたまっている、同じ洗濯物が干されたままであるなどの異変に気が付いた場合、区の地域包括支援センターや警察、消防に速やかに連絡を行うこととしている。区は、通報に基づき安否確認をするなど、必要な対応を行う。	随時	—	高齢者(認知症の症状が見られる方など)	なし		高齢者支援課 03-5984-1695	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
足 立	(2)	配食サービス促進事業	「あだち配食サービス協力店」である民間事業者が配食の際に声掛けや安否確認などの見守りを行う。	—	—	配食を希望する区民の方	各事業者の 設定する配食代金	利用者と事業者との契約	高齢福祉課 03-3880-5257	足 立
		高齢者配食サービス支援事業	協定事業者が配食の際に声掛けや安否確認などの見守りを行う。高齢者本人は、300円の値引きをした額で該当の配食を受けることができる。	1日1食	65	下記の①もしくは②に該当し、かつア～ウのいずれかに該当する方 ①高齢者のみの世帯に属する ②同居する64歳以下の世帯員が就労等のため日中独居となる高齢者 ア 加齢等による身体的機能低下、怪我、障がい等の身体的な理由により食事を用意することが困難 イ 認知症等の精神的な理由により食事を用意することが困難 ウ 退院後等の事情により刻み食、ムース食、糖質制限食等特別な食事が必要であるが、当該食事を用意することが困難	300円の値引き後の配食代金	利用者と事業者との契約	高齢福祉課 03-3880-5257	
		おはよう訪問	乳酸菌飲料を配達(手渡し)し、安否確認を行う。	—	70	一人暮らしで500m以内に身内のいない区民の方。(継続的に就労している方、区の緊急通報システム、高齢者見守りサービスを利用している方、シルバーピアや介護保険サービス・親族の訪問等により、日々の安否確認がされている方は対象外)	な し	足立区社会福祉協議会による事業	足立区 社会福祉 協議会 03-3880-5740	
		(6) 救急医療情報キット支給事業	緊急時に救急隊の救急活動に活用する救急医療情報キットを支給する。	—	65	一人暮らしや高齢者のみの世帯の方 身体障害者手帳等の所持者で健康に不安のある方	な し		高齢福祉課 03-3880-5257	
	(7)	高齢者緊急通報システム事業	緊急時にスイッチを押すまたは生活活動感知器により異変を感知した際に、民間受信センターへ自動通報する機器を設置。通報を受信後、必要に応じて本人の代わりに119番通報等を行う。	—	65	在宅のひとり暮らし等で慢性疾患などにより、日常生活を送るうえで常時注意を必要とする方	な し	合鍵と固定電話もしくは携帯電話が必要	高齢福祉課 03-3880-5257	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
< 参 考 >										
足 立	—	高齢者見守りキーホルダーの配付	外出先等での急変などにより、身元がわからない状態で保護された時などに警察、消防、医療機関からの照会に対し情報提供を行うためのキーホルダーを配付	—	65	在宅の65歳以上の方で、下記のいずれかに該当する方 ①認知症状などにより外出時に行方不明のおそれがある ②ひとりでの外出に不安がある	な し		高齢福祉課 03-3880-5257	足 立
		孤立ゼロプロジェクト推進事業	①<高齢者実態調査> 介護保険サービスを利用していない70歳以上単身世帯および75歳以上のみの世帯を対象に、町会・自治会、民生・児童委員が世間話をする頻度などの聞き取り調査を実施する。 ②<町会・自治会の自主的な取り組みへの促し> 高齢者実態調査をきっかけに見守りや居場所づくりに取り組む町会・自治会を増やし「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」として、地域見守り活動支援物品を提供し、活動を後押しする。 ③<見守り、寄り添い支援活動> 高齢者実態調査などにより、孤立のおそれがあると判断された方について、地域包括支援センターから地域活動や居場所を紹介したり、「寄り添い支援員」を派遣し、話し相手になってもらうなど、孤立の解消に取り組む。 ④<絆のあんしんネットワーク> 孤立ゼロプロジェクト推進事業を通じて、築かれるネットワーク。町会・自治会や民生・児童委員を始め、絆のあんしん協力員や寄り添い支援員、絆のあんしん協力機関などの関係者間で顔の見える関係を築き、高齢者が安心して暮らせるゆるやかなつながりを作っていく。	—	70	①<高齢者実態調査> ・介護保険サービスを利用していない70歳以上単身世帯 ・75歳以上のみ世帯	な し	絆づくり担当課 03-3880-5184		

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
葛 飾	(1)	シニア・ピア・傾聴ボランティア	区が実施する養成講座を修了した傾聴ボランティアが、戸別訪問により高齢者の不安感や孤独感を軽減するための傾聴活動を行う。	—	概ね 55	区内に在住する在宅の概ね55歳以上の方で、訪問調査の上、傾聴ボランティアの派遣が適当と認められた方	な し		高齢者支援課 03-5654-8597	葛 飾
		高齢者クラブ友愛活動	高齢者クラブの会員が、地域の一人暮らし高齢者を定期的に訪問し、話し相手や日常生活の軽易な援助を行う。	—	概ね 60	訪問の受け入れを希望する一人暮らしの高齢者等	な し		地域包括ケア担当 課 03-5698-6201	
	(2)	配食サービス事業	区と契約した事業者がお弁当を自宅へ配達 毎日、昼食・夕食を週14食まで利用可(訪問介護や家族等が食事の準備のできる日は除く)。配達時に応答がない場合等、利用者に異常を発見した時は、区に通報が来て電話や訪問などで安否確認を行う。	毎日	概ね 65	一人暮らし・高齢者世帯や日中独居世帯で外出困難・調理困難な方	各事業者設定金額から区助成額297円を差し引いた額		高齢者支援課 03-5654-8299	
		高齢者食事サービス活動支援	ボランティアグループが調理し、配食を行う。	配食：月1～3回	65以上	一人暮らし 高齢者のみの世帯	1食 300円		社会福祉協議会 小地域福祉活動 推進課 03-5698-2435	
	(3)	ひとり暮らし高齢者毎日訪問	乳酸菌飲料を配達員が一声かけて配達し、安否の確認を行っている。	月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始、お盆を除く)	65以上	区内在住、在宅の一人暮らしの方(定期的な勤労者や、他のサービスで見守り可能な方、生活協力員のいる高齢者集合住宅に居住している方は対象外)	乳酸菌飲料1本あたり 10円		社会福祉協議会福祉 サービス課 03-5698-3216	
	(4)	高齢者等訪問収集	自らごみを集積所に出すことが困難で、親族・介護者・知人などが代わりにごみ出しをできない高齢者・障害者のみの世帯に対し、ごみの訪問収集を行う。	—	—	①介護保険における要介護2以上の方のみの世帯 ②身体障害者手帳2級以上の方のみの世帯 ③介護保険における要介護2以上の方と身体障害者手帳2級以上の方のみの世帯 ※調査の結果、非該当になる場合もある。	な し		清掃事務所 (内2936)	

区 市 町 村 名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町 村 名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
葛 飾	(4)	高齢者の見守りに関する 協定	区内で活動する事業所(新聞販売所、郵便局、宅配業者等)と協定を締結し、日常業務において高齢者に異変を発見した場合は、区に通報する。	—	—	—	な し		高齢者支援課 03-5654-8597	葛 飾
	(7)	高齢者見守り型緊急通報システム使用料助成事業	専用通報機、無線ペンダント、火災感知器、ガス漏れ感知器、日常生活異常感知器を設置し、緊急の場合には区と契約する警備会社に通報され、警備員が駆け付ける。	—	概ね 65	一人暮らし又は65歳以上の夫婦等の世帯、日中又は夜間に高齢者のみとなる世帯の方等で、身体上慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で常時注意を必要とする方	370円／月 (基本パッケージ)		高齢者支援課 03-5654-8299	
		見守りサービス助成	民間事業者が機器を設置することにより、家族等が日常生活を見守るサービスを利用する際に、初期設置費用等を助成する。	—	65	一人暮らしの方、高齢者のみの世帯、日中又は夜間に一人になることのある高齢者の方	設置費用の1割及び助成限度額13,500円を超える額		高齢者支援課 03-5654-8299	
		あんしん民間賃貸住宅補償料の助成	区内の民間賃貸住宅に転居する際に、区と協定を結んだ事業者が実施する、電球の点灯と消灯による安否確認および死亡時の補償サービスを利用する際の費用を助成する。	—	60	区内在住の60歳以上の単身者	な し		住環境整備課 03-5654-8353	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
＜ 参 考 ＞										
葛 飾	—	75歳到達者戸別訪問	高齢者総合相談センターの職員が満75歳を迎える方の自宅を訪問し生活実態を把握することにより、社会的孤立の恐れがある方や認知症の方などの早期発見・早期対応に努めるとともに、現状で特に問題がない方に対しても、高齢者総合相談センターの活動内容を案内することで、その方が介護等の支援が必要となった時に速やかに適切なサービスを提供できるようにする。	—	75	全戸訪問だが、施設入所中の対象者は除く。	な し		高齢者支援課 03-5654-8597	葛 飾
		高齢者等訪問収集	自らごみを集積所に出すことが困難で、親族・介護者・知人などが代わりにごみ出しをできない高齢者・障害者世帯に対し、ごみの訪問収集を行う。	—	—	①介護保険における要介護2以上の方のみの世帯 ②身体障害者手帳2級以上の方のみの世帯 ③介護保険における要介護2以上の方と身体障害者手帳2級以上の方のみの世帯 ※調査の結果、非該当になる場合もある。	な し		清掃事務所 (内2936)	
	—	救急医療情報キット給付事業	かかりつけ医療機関や持病等の緊急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを給付する。	通年	65	葛飾区内に住所を有し、次のいずれかに該当する方 (1)65歳以上の一人暮らし高齢者 (2)日中又は夜間に、居所において一人になることのある65歳以上の高齢者 (3)同居する家族が認知症等により、一人暮らしと同様の状況にある65歳以上の高齢者	な し		高齢者支援課 03-5654-8299	
		かつしか あんしんネットワーク事業	一人暮らしの高齢者等に生命について緊急な(放置できない)状態が生じた時に、消防や警察、医療機関から依頼があった場合、あらかじめ登録されている緊急連絡先などの情報を当該機関に提供し、緊急時における迅速な対応を図る。	—	65	一人暮らし又は一人暮らしと同様の状況にある65歳以上の高齢者、世帯構成員の全てが75歳以上である高齢者	な し		高齢者支援課 03-5654-8597	
					その他	一人暮らし又は一人暮らしと同様の状況にある64歳以下の肢体不自由1～3級、視覚障害1～2級、聴覚障害2級の身体障害者			障害福祉課 03-5654-8302	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
江戸川	(1)	ふれあい訪問員	訪問員（ボランティア）が定期的に訪問し、話し相手になり孤独感の解消を図りながら見守る。	月1回	60	一人暮らし 熟年者などの世帯	な し		福祉推進課 03-3652-1151(代) (内2911)	江戸川
		目配り訪問	民生・児童委員等が見守りが必要と判断した熟年者に対して熟年相談室(地域包括支援センター)が定期訪問や電話連絡を行うことにより、安心して地域で生活できるよう継続的に見守っていく。	月1回	65 (原則)	—	な し			
	(2)	配食サービス支援事業	安定的な食の提供と併せて、訪問による声かけ、安否確認等を行う。	週6回	65	一人暮らし熟年者等で、食事作りが困難な方	1食 470円	区内仕出し弁当組合に委託	介護保険課 03-3652-1151(代) (内2925)	
			アセスメントに基づいた個別調理(糖尿病食、カロリー食、ムース食等)での食の提供を行う。	週7回		上記対象者で身体状況から一般食では対応が困難な熟年者	1食 500～600円	区内社会福祉法人に委託		
	(7)	民間緊急通報システム「マモルくん」	専用通報機、無線ペンダント、煙感知器、ライフリズムセンサーを設置し、緊急の場合には区と契約する警備会社に通報され、警備員が駆け付ける。	—	65	—	月額2,200円 条件により月額300円・1,000円 生保受給者は本人負担なし		福祉推進課 03-3652-1151(代) (内2911)	
	(8)	地域支援ネットワーク	子どもから熟年者まで障害の有無に関係なく、住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会の実現のため、なごみの家を中心とし、区、熟年相談室、民生児童委員や協力事業者等が連携をとり、見守りを行う体制をとっている。また、年1回会議を開催。	随時	—	—	な し		福祉推進課 03-3652-1151(代) (内2911)	

区 市 町村名	種別 区分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 者		本人負担 円	備 考	所 管 課	区 市 町村名
					年齢 歳以上	そ の 他 の 要 件				
＜ 参 考 ＞										
江戸川	—	SOSシートの配布	救急車を呼んだ際に、搬送される方の情報などが救急隊員にすぐに伝わることを目的としたシートを配布	通年	65	65歳以上の希望する方	な し	ひとり一枚	介護保険課 03-3652-1151(代) (内2935)	江戸川
		見守りキーホルダーの配布	外出先等での急変などにより、身元がわからない状態で保護された時などに警察・消防医療機関からの照会に対し情報提供を行うためのキーホルダーを配布		—	65歳以上の方、又は障害者手帳をお持ちの方	な し	本人による直接申請	社会福祉協議会 03-5662-5560	